◆申込方法

必要書類をすべて揃えたうえで、**オンライン申請にて申し込みください。**（オンライン申請ができない方は、児童クラブ又は市役所こども政策課へご相談ください。なお、不足書類がある場合は受付できません。

事前に準備する書類

・保護者が昼間、保育できないことが確認できる書類

※父・母のほか、同一住所に 65歳未満の祖父母がいる場合は、その方の分も必要です。（年齢は令和9年4月1日時点。4月2日以降に申し込みする場合は、現時点。）

事由	保護者が昼間、保育できないことが確認できる必要な書類
就労・育児	【就労の場合】 ◆就労証明書 ① 次のア・イの書類が入っていますが、該当するものだけを作成してください。 ② ご両親分としてそれぞれ2枚ずつ入っていますが、65歳未満で該当される方がいるなど用紙が不足する場合は、お申し出ください。（各自でコピーも可） ③ 入会児童が3名まで記入できるようになっています。複数の児童が入会される場合は、1番上の欄に入会児童氏名を全て記入してください。 ④ オンライン申請の場合は、画像での提出となりますが、画像が不鮮明な場合等、証明書原本の提出を求める場合があります。証明書の原本は必ずお手元にお持ちください。 ア．就労（内定）証明書※水色の用紙 ・勤務先で証明を受けてください。就労証明書については、就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行った場合は、刑法上の罪に問われる場合があります。 ・就職予定または就職して間もないため、一か月あたりの就労日数、一週あたりの就労日数が確定しない場合は、直近1か月の証明書類（給与明細またはシフト表の写し）をご提出ください。 ・証明内容について、市から事業所に確認する場合があります。 イ．勤務（就労）状況証明書（申立）書　※桃色の用紙 ・自営業・専従者・内職の方が該当です。自己申告の形です。 （※農業の方は、別の証明書となりますので、お申し出ください。） ・事業所名・就労者氏名が記載された書類（コピー可）が必要です。 ※内職の方は、内職を依頼されていることが分かる書類（雇用契約書の写し、給与明細書の写し等）を添付してください。 ・添付書類について、名刺のみの提出は原則として無効です。 ・保護者が自営業（経営者）の場合であっても、事業者（経営者）の証明が必要です。

就労・育児	【育児の場合】 ◆育児休業期間が記載された就労（内定）証明書または勤務（就労）状況証明（申立）書（労働形態によって様式が異なります） ※育児休業期間が記載されていない場合は、育児休業証明書（任意様式・写し可）が別に必要となります。
出産	親子健康手帳（母子手帳）の出産予定日と氏名が記入されたページの写し等
介護・ 看護付添	介護等対象者の診断書等（こども政策課が指定する様式で児童クラブ加入申込書の提出日から遡って、2か月以内の診断書を提出してください。） ・オンライン申請時は、画像での提出となりますが、後日証明書原本の提出をしていただきます。
傷病	診断書（こども政策課が指定する様式で児童クラブ加入申込書の提出日から遡って、2か月以内の診断書を提出してください。） ・オンライン申請時は、画像での提出となりますが、後日証明書原本の提出をしていただきます。
災害復旧	申立書等（こども政策課が指定する様式で提出してください）
通学	学生証（専門学校は、1か月間の授業の時間割等も必要）

※**診断書**、**申立書**の様式については、市役所こども政策課でお渡ししますのでお申し出ください。
※児童が心臓病等でペースメーカーをつけている等特別な配慮が必要な場合は、児童クラブを利用できる証明として医師からの診断書をお願いする場合があります。

◆加入の承認等

申込書や提出された証明書等により審査を行います。必要に応じて、確認の連絡や書類の提出をお願いする場合があります。

審査の後、加入承認通知書を送付しますので、その後、利用する児童クラブの説明会に必ず出席してください。また、**加入承認通知書に同封している口座振替依頼書を利用して金融機関にて必ず口座振替の手続きをしてください。（令和8年度分より口座登録が必須となりました。）**
※令和8年度に利用しており、口座の変更を希望しない方は手続き不要です。

なお、各施設の定員超過となった場合や申し込み状況などにより利用できない場合がありますのでご承知おきください。

児童クラブの運営スタッフは小学校の教職員ではありません。**児童クラブに関してのお問い合わせは学校ではなく、児童クラブ又は市役所こども政策課へお願いします。**